

令和4年9月12日
(2022年)
危機・防災対策課

地区防災計画作成に係る支援制度の創設について

自主防災組織の地区防災計画作成に係る支援制度の創設について、下記のとおり報告します。

記

1 支援制度創設の目的

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災が契機となり、地域の絆の大切さや地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性が認識されることとなり、平成23年3月に発生した東日本大震災等を経て、自助・共助の重要性が再認識されました。

このような状況を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、地域コミュニティにおいて実際に防災活動を行う地域住民等による自発的な防災活動計画である「地区防災計画制度」が創設されました。

地区防災計画は、地域住民等が行う自発的な防災活動に関する計画ですが、市町村地域防災計画の中に地区防災計画を規定することにより、市町村地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動とが連携し、効果的な防災力の向上を期待するものです。

また、地区防災計画を地域住民等が自ら決めて共有するとともに、実践的な訓練等を実施することで自助・共助の意識が高まるほか、住民参加型の取組プロセスを通じて、地域コミュニティにおける良好な関係づくり、地区の実情にきめ細かく応じたまちづくりにも寄与します。

今般、地区防災計画作成に係る支援制度を創設し、計画作成に係る費用負担を軽減させることにより、地区防災計画の作成を促し、地域コミュニティにおける防災力の向上を図ります。

2 制度概要

(1) 補助対象者

自主防災組織（城陽市立小学校の校区ごとに設置された自治会連合会を基に自主的に防災活動を行う組織）

(2) 補助金の額

一の小学校区に対して地震に関する計画、水害に関する計画それぞれ30万円を上限とし、市長が市の予算の範囲内において決定します。

(3) 補助対象事業計画の内容

小学校区ごとに作成する地震又は水害に対する防災計画で、地域の特性に応じて、概ね次の事項を盛り込んだものとしします。

ア 地区の特性の把握と避難経路マップ

イ 活動体制

ウ 初動対応等

エ 指定避難所等の開設及び運営

オ 食料、飲料水、資機材の備蓄

カ 近隣の自主防災組織、消防団、民生・児童委員、社会福祉協議会等との連携

(4) 補助金の交付制限

地区防災計画の新規作成分について補助金を交付します。ただし、大規模災害の発生により計画の抜本的な変更が必要な場合等、市長が必要と認めた場合は、この限りではありません。

(5) 補助対象経費

地区防災計画の作成に直接的に必要で、かつ、社会通念上補助の対象にふさわしい支出とし、次に掲げる経費とします。なお、食糧費及び人件費は、補助の対象としません。

費目	補助対象経費の内容
報償費	講師・専門家への役務の提供に対する謝礼
旅費	交通費
需用費	消耗品費
役務費	通信運搬費、保険料等
使用料及び賃借料	会場借上料、機器使用料等
委託料	地図の作成経費等
その他の経費	上記のほか、事業の実施に必要で、市長が適当と認める経費

※城陽市自主防災組織運営補助金を活用して購入すべき災害時用備蓄食料、保存飲料水、防災資機材等については補助対象外

(6) 府補助金（地域交響プロジェクト）との関係

京都府及び公益財団法人京都府市町村振興協会の「地域交響プロジェクト交付金」の申請を原則としますが、「地域交響プロジェクト交付金」が不採択となった

場合及び「地域交響プロジェクト交付金」交付対象経費下限額15万円を下回る場合についても、市の判断基準に基づき、市独自で補助金を交付します。

(7) 補助制度の創設時期

今年度中に補助金交付要綱を策定し、今年度計画作成分から補助対象とします。

3 補助金交付要綱（案）骨子

第1条 目的

第2条 補助対象事業

第3条 補助対象者

第4条 補助金の額

第5条 補助金の交付制限

第6条 補助事業の期間

第7条 補助対象経費

第8条 補助金の交付申請

第9条 補助金の交付の決定

第10条 補助対象事業の内容の変更

第11条 補助金の概算払い申請

第12条 実績報告

第13条 補助金額の確定及び精算

第14条 補助制度の終期

第15条 補則